

# 福岡県公報

平成二十二年九月十三日  
第三千百六十号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第千四百五十六号)

福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示

(調査統計課) …………… 一

## 告 示

福岡県告示第千四百五十六号

福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年九月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示

福岡県資料室利用規程(昭和二十七年十月福岡県告示第五百九十四号)の一部を次の

ように改正する。

第十二条第二項ただし書中「とき」の下に「及び資料を利用する者が持参した電磁的記録媒体に複写するとき」を加える。

第十二条第三項の表を次のように改める。

| 電磁的記録を用紙に出力したもの | 複写機により複写したもの |      | 単 位 | 金 額 |
|-----------------|--------------|------|-----|-----|
|                 | 多色刷り         | 単色刷り |     |     |
| 多色刷り            | 一枚           | 一枚   | 一枚  | 三十円 |
| 単色刷り            | 一枚           | 一枚   | 一枚  | 十円  |

備考 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙を用いることとする。また、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として算定する。

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。